

営利目的の覚せい剤輸入事件をめぐる裁判員裁判の無罪判決についての覚書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 河村, 有教, KAWAMURA, Arinori メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000188

【論文】

**営利目的の覚せい剤輸入事件をめぐる
裁判員裁判の無罪判決についての覚書**

河村 有教

目 次

- I はじめに**
- II 営利目的の覚せい剤輸入事件と無罪判決**
- III 無罪判決からみる無罪の理由づけ**
- IV おわりに**

I はじめに

2009年5月21日、裁判員制度が開始した。刑事裁判において、裁判員が参加する事件は、一定の重大な犯罪であり、殺人、強盗致傷、現住建造物放火等のほか、覚せい剤取締法違反事件も含まれる。覚せい剤取締法違反事件のなかでも、営利目的による覚せい剤輸入罪（覚せい剤取締法 41条 2 項）は、法定刑として無期懲役を選択できると定めていることから、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の 2 条 1 項 1 号により、裁判員の参加する合議体の対象となっている。

2012 年 3 月末までの間、どのような裁判員裁判対象事件が起訴されているか。裁判所から見る罪名別の新受人員に関する資料をみると、総数が 5133 人となっており、強盗致傷が 1253 人（全体の 24.4%）、殺人が 1073 人（20.9%）、現住建造物等放火が 480 人（9.4%）、覚せい剤取締法違反が 438 人（8.5%）、傷害致死が 417 人（8.1%）、強姦致死傷あるいは準強姦致死傷が 361 人（7.0%）他となっている¹⁾。そのうち、昨（2012）年 4 月までに裁判員裁判で無罪が言い渡されたのは 17 件あり、覚せい剤取締

¹⁾ 法務省「裁判員制度に関する検討会（第 10 回）の合田委員説明資料等」
<http://www.moj.go.jp/content/000098678.pdf>（2013/2/10 アクセス）。

法違反の事案は7件に上った。

昨今では、コンテナ船による数百キログラム単位の覚せい剤の密輸入は影をひそめ、航空機の旅客を装って覚せい剤を密輸入する外国人の「運び屋」の摘発が相次いでいる。航空機の旅客を装い覚せい剤を数百グラムから数キログラム単位を持ちこむ「小口化」は、取締りによる損失を最小限に抑えようとするとともに、覚せい剤を飲み込むなどして体内に隠すなど輸入の手口を見破りにくくしている（朝日新聞、2011年10月20日付朝刊）。そして、2013年3月末までに、営利目的による覚せい剤輸入罪の裁判員裁判においては、11件の無罪判決が出ている。

これまでの職業裁判官のみによる刑事第一審の有罪率は99%であり、日本の裁判官は無罪判決に消極的であり、検察官がまず正しいとの考え方に無意識であれ染まっているとまで言われてきた（フット 2007:263）。地方裁判所の通常第一審における無罪率をあげると、2009年が0.14%、2010年が0.11%、2011年が0.11%、2012年が0.13%である。20年前の1989年が0.21%、1990年が0.17%、1991年が0.36%、1992年が0.14%という統計からも分かるとおり（田宮 1995:140）、日本の刑事第一審の有罪率の99%は変わらない。しかし、裁判員制度の施行後の興味深い変化が見られる。裁判員裁判の実施状況（制度施行～2012年12月末）罪名別の終局人員をみるに、終局人員総数4772人のうち覚せい剤取締法違反は429人、終局人員総数における無罪が21人、覚せい剤取締法違反における無罪が11人と、裁判員裁判で無罪が言渡された半分は覚せい剤取締法違反の事件であったことがわかる²⁾。

全地方裁判所の通常第一審事件の罪名別終局総人員をみるに、覚せい剤取締法違反での終局総人員は2011年が10939人で、そのうち9人が無罪となっている³⁾。裁判員制度施行前の覚せい剤取締法違反での無罪人員は、2008年が1人、2007年が3人、2006年が5人であった。職業裁判官による覚せい剤取締法違反事件での無罪判決は、そのほとんどが、違法な捜

²⁾ 法務省「裁判員制度に関する検討会取りまとめ報告書（案）」

<http://www.moj.go.jp/content/000109144.pdf>（2013/5/19アクセス）。

³⁾ 最高裁判所事務総局編『司法統計年報』による。

査によって証拠能力が否定され無罪とされた事案であった。対して、裁判員裁判による覚せい剤取締法違反事件での無罪判決は、公訴事実について、検察官側が「合理的な疑いを容れない程度」まで十分な立証がなされていないことによる。

控訴審が第一審の裁判員裁判での無罪判決を破棄したものは、すべて覚せい剤取締法違反の事案である。逆に、覚せい剤取締法違反の事案において、第一審の裁判員裁判での有罪判決が控訴審において覆されたケースはこれまでのところない。

第一審の裁判員裁判の結論が控訴審で覆った事案としては、①女性を無理やりホテルに連れ込み暴行したとして強制わいせつ致傷と監禁の罪で懲役4年が下された裁判員裁判の判決に対して、控訴審で「ホテルに入るのを拒んだり、出ることを著しく困難にするほどの強制があったとは言えない」として監禁罪の成立を否定し懲役3年を言い渡したもの（大阪高判平成23・8・31）、②同居していた母親を殺害したとして殺人罪に問われ、裁判員裁判において懲役3年、保護観察付き執行猶予5年の有罪判決が言渡されたことに対して、弁護人側が判決を不服として控訴した事件について、「犯行当時は心神耗弱だったとして被告人に限定的な責任能力を認めた原審には事実誤認がある」として原判決を破棄し、無罪を言い渡したもの（福岡高判平成23・10・18）、③交際相手の男性宅への現住建造物放火罪で懲役4年を下した裁判員裁判の判決に対して、「犯人と認めるには合理的な疑いを入れる余地がある」として原判決を破棄、無罪を言い渡したもの（福岡高判平成23・11・2）がある。

裁判員制度については、施行から3年経過後に、施行状況についての検討を行い、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとされており、裁判員制度の見直しを含めて、法務省では「裁判員制度に関する検討会」が設けられ、議論されている⁴⁾。そのなかで、裁判員裁判の無罪判決の事案で、職

⁴⁾ 「裁判員制度に関する検討会」は、裁判員制度の施行後およそ3ヶ月半を経た2009年9月9日に第一回の会議が行われ、2013年2月現在までに16回の会議が開かれている。法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/shingil/keiji_kentoukai_saibaninseido_top.html (2013/2/10アクセス)。

業裁判官のみが判断したのであれば有罪となった可能性があるのではないかとすることが指摘され、薬物事犯は裁判員裁判にはなじまないとして、法改正によって裁判員対象事件から外すべきとする意見もあがった。

本研究の関心は、裁判員制度の導入によって無罪判決に消極的であるとされてきた裁判官の意識に変化を生じさせたのではないか、裁判員制度の社会的機能を確認するためのものである（フット 2007：292, 295）。薬物犯罪に係る事案を裁判員制度の対象事件からはずすべきであるという声があがっているが、薬物事案をめぐる裁判員裁判の一連の無罪判決にこそ、裁判員制度の導入の意義・重要性を認識し得るのではないか。

本稿では、裁判員制度導入から 2013 年 3 月までの営利目的の覚せい剤輸入事件をめぐる裁判員裁判の無罪判決に着目して、判決書をもとに、無罪判決への理由づけとして裁判員と職業裁判官は何を重視しているのかを検討し、そのうえで裁判員裁判は従来の職業裁判官のみによる裁判に変化をもたらしたのかについて考察する。最後に、営利目的の覚せい剤輸入をめぐる事案において裁判員裁判から除外すべきという見解に対する批判的論考として、覚せい剤密輸入事案を裁判員が裁く意義について述べたい。

II 営利目的の覚せい剤輸入事件と無罪判決

営利目的の覚せい剤密輸入事案が裁判員制度の対象となってから、これまで（2013 年 2 月 10 日時点で）11 件の無罪判決が出ている。マレーシア一成田チョコレート缶覚せい剤持ち込み事件では、「被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的で、2009 年 11 月 1 日、マレーシア所在のクアラルンプール国際空港において、成田国際空港行きの航空機に搭乗する際、覚せい剤 998.79 グラムをビニール袋 3 袋に小分けした上、缶 3 個にそれぞれ収納し、これらをボストンバックに隠して、機内預託手荷物として預けて航空機に積み込ませ、同日、成田国際空港において、本件バックを航空機から機外に搬出させて、覚せい剤取締法違反である覚せい剤の輸出入行為を行い、さらに、空港内の税関の旅具検査場において、税関職員による検査を受けた際、覚せい剤を携帯している事実を申告しないで税関検査場を通過して輸入しようとしたが、職員に覚せい剤を発見されたため、関税

法違反である覚せい剤の輸入行為は、その目的を遂げなかった。」という公訴事実について、裁判員の参加する合議体が審理し、被告人には、缶の中に覚せい剤を含む違法薬物が隠されていることの認識が認められず、犯罪の証明がないとして、裁判員裁判史上、初めての無罪判決が出された（千葉地判平成 22・6・22）。

裁判員裁判の判決に対して、検察官が控訴し、事実誤認を主張した。控訴審の東京高等裁判所は、第一審の千葉地裁の無罪判決を破棄し、懲役 10 年及び罰金 600 万円を言い渡した（東京高判平成 23・3・30）。これに対し、被告人が上告し、最高裁判所は、刑事訴訟法 382 条の「事実誤認」の意義等に関する職権判示を行い、第一審判決に事実誤認があったとした原判決を破棄し、検察官の控訴を棄却する自判を行い、一審の無罪判決を確定させた（最一小判平成 24・2・13）。

裁判員の参加する合議体で審理された営利目的の覚せい剤密輸入事件をめぐる 11 の無罪判決のうち、密輸入を依頼されスーツケースやリュックサックに覚せい剤を隠していたところ空港の税関で発見されて罪が問われた「運び屋型」のケースで、覚せい剤密輸入の故意の認識が否定された事案としては、マレーシアー成田チョコレート缶覚せい剤持ち込み事件に加えて、ベナンー成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件（千葉地判平成 23・6・17）、ドバイー成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件（千葉地判平成 23・12・9）、マレーシアー羽田リュックサック覚せい剤持ち込み事件（東京地判平成 24・9・12）、カナダー成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件（千葉地判平成 25・2・7）がある。

また、覚せい剤の密輸入を指示したとして起訴された「指示型」ケースで、覚せい剤密輸入の故意の認識が否定された事案としては、トルコー関空覚せい剤密輸指示事件（大阪地判平成 23・1・28）、メキシコー成田スーツケース覚せい剤密輸指示事件（千葉地判平成 24・5・16）、香港ー関空覚せい剤密輸指示事件（大阪地判平成 24・12・21）がある。

その他、国際郵便で覚せい剤を受け取った「受け取り屋型」のケースで、郵便物を送る、あるいは受け取る際に中身が覚せい剤を含む違法薬物であることを認識していたか否か、他の者らと共謀したか否かが争われ、無罪

36-営利目的の覚せい剤輸入事件をめぐる裁判員裁判の無罪判決についての覚書

とされたものとして、中国からの国際郵便覚せい剤受け取り事件（東京地判平成23・1・24）に加えて、メキシコからの国際郵便覚せい剤受け取り事件（東京地判平成23・7・1）、南アフリカからの国際郵便覚せい剤受け取り事件（東京地判平成24・3・12）がある。

表1 営利目的の覚せい剤輸入事件をめぐる裁判員裁判による無罪判決

事件	第一審（裁判員裁判）	控訴審	上告審
【1】マレーシアー成田チョコレート缶覚せい剤持ち込み事件	無罪（千葉地判平成22・6・22）	有罪（懲役10年，罰金600万円）（東京高判平成23・3・30）	破棄自判（最小小判平成24・2・13）
【2】中国からの国際郵便覚せい剤受け取り事件	無罪〔確定〕（東京地判平成23・1・24）		
【3】トルコー関空覚せい剤密輸指示事件	無罪（大阪地判平成23・1・28）	破棄差戻し（大阪高判平成24・3・2）	
【4】ベナンー成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件	無罪（千葉地判平成23・6・17）	有罪（懲役10年，罰金500万円）（東京高判平成24・4・4）	上告棄却（最小小決平成25・10・21）
【5】メキシコからの国際郵便覚せい剤受け取り事件	無罪（東京地判平成23・7・1）	有罪（懲役12年，罰金600万円）（東京高判平成23・12・8）	上告棄却（最小小決平成25・4・16）
【6】ドバイー成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件	無罪（千葉地判平成23・12・9）	棄却（東京高判平成24・7・12）	
【7】南アフリカからの国際郵便覚せい剤受け取り事件	無罪（東京地判平成24・3・12）	棄却〔確定〕（東京高判平成24・8・28）	
【8】メキシコー成田スーツケース覚せい剤密輸指示事件	無罪（千葉地判平成24・5・16）		
【9】マレーシアー羽田リュックサック覚せい剤持ち込み事件	無罪（東京地判平成24・9・12）		
【10】香港ー関空覚せい剤密輸指示事件	無罪（大阪地判平成24・12・21）		

【11】カナダー成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件	無罪（千葉地判平成25・2・7）		
----------------------------	------------------	--	--

Ⅲ 無罪判決からみる無罪の理由づけ

第一の密輸入を依頼されスーツケースやリュックサックに覚せい剤を隠していたところ空港の税関で発見されて罪が問われた「運び屋型」のケースでは、被告人に覚せい剤を含む違法薬物が隠されていることの認識があったか否かが争点になっている。第二の覚せい剤の密輸入を指示したとして罪が問われた「指示型」のケースでは、被告人が密輸入の実行行為者と覚せい剤営利目的輸入及び禁制品輸入を共謀したか否かが争点になっている。そして、第三の国際郵便で覚せい剤を受け取った「受け取り屋型」のケースでは、郵便物を送る、あるいは受け取る際に中身が覚せい剤を含む違法薬物であることを認識していたか否か、他の者らと共謀したか否かが争点になっている。

高山佳奈子教授は、実体法的観点から、「他の者にだまされて、知らないうちに薬物を運ばされた」といった被告人の弁解をどの程度信じるかは、証拠評価の問題であるとして、法律の解釈を変えることによって有罪となる範囲を従来と同一に保とうとすることは問題であると警鐘し、故意の概念について、決して「危険性の高い行為の認識」によって置き換えられてはならないこと強く主張される（高山 2013：6）。具体的に、裁判実務においては、覚せい剤の輸入の故意の認定について、「身体に有害で違法な薬物の認識」で覚せい剤の輸入の故意を認めることはあってはならず、従来の最高裁の判例の規準でもある「覚せい剤を含む身体に有害で違法な薬物類であるとの認識があったというのであるから、覚せい剤かもしれないし、その他の身体に有害で違法な薬物かもしれないとの認識があった」といえる場合にのみ、覚せい剤の輸入の故意を認められるべきだとする（高山 2013：7-8）。故意の概念自体は裁判員裁判によって変えられるべきではなく、動機の有無や行為後の態様など、前後の事情を手がかりとしてのあ

くまでも証拠評価の問題として考えられるべきである⁵⁾。

以下では、営利目的の覚せい剤輸入事件をめぐる裁判員裁判の無罪判決において、無罪判決の理由づけとして裁判員と職業裁判官はどのような点を重視しているのか、裁判員と職業裁判官が重視するものは何かについて、すでに公開されている8つの事件の判決書をもとに抽出する。

1 マレーシアー成田チョコレート缶覚せい剤持ち込み事件

マレーシアー成田チョコレート缶覚せい剤持ち込み事件は、チョコレート缶を日本に持ち込む時点において、その缶の中に覚せい剤が入っていることを被告人が認識していたか否か、「覚せい剤の認識」が争われた。検察官は、犯行の態様や被告人の税関検査での言動、被告人の弁解状況等、被告人の「覚せい剤の認識」を推認させる間接事実を総合すれば、被告人の「覚せい剤の認識」が認められる旨主張した。第一審（裁判員裁判）は、検察官が主張した間接事実を6つに分け、被告人の「覚せい剤の認識」を裏付けられるかについて検討している。

すなわち、①被告人がチョコレート缶を自分でバッグに入れて手荷物として日本に持ち込んだという間接事実、②被告人が30万円の報酬を約束され、航空運賃等を負担してもらった上で、関係者に渡すためにチョコレート缶を持ち帰っているという間接事実、③チョコレート缶が不自然に重いという間接事実、④被告人の税関検査時の言動に関して、(ア)被告人が税関に検査の際に預かり物はないと嘘をついたこと、(イ)被告人がチョコレート缶の엑스線検査結果を知らされる前に、税関職員に対し他人からチョコレート缶をもらったと述べたこと、(ウ)覚せい剤が発見された際に被告人に狼狽していた様子がうかがわれなかったこと、(エ)発見され

⁵⁾ 法定刑に死刑または無期徒刑を含む犯罪を一律に裁判員裁判の対象としたことから薬物犯罪の一部も裁判員裁判の対象範囲となったが、果たして国民が判断するのに適した事件かどうか疑問を呈されているように解される。刑罰理論に関する知識がない市民に量刑判断を行わせることに対する疑問と同様に、事実認定においても、市民の判断に適さない事件があり、営利目的の覚せい剤輸入事件については市民の判断において困難を生じさせた一つの例と考えられるとも解される。高山佳奈子「薬物輸入の故意」法律時報85巻1号8頁。

た白色結晶について税関職員が被告人に質問したところ、被告人が「見た目から覚せい剤じゃねえの。」と発言している等の間接事実、⑤被告人が覚せい剤輸入事件で裁判中の者であるカラミ・ダボットらから高額報酬を約束され、渡航費用を負担してもらうなどして依頼を受けていたという間接事実、⑥被告人の言い分が不自然であるとする間接事実、についてそれぞれ検討する。

裁判員裁判（千葉地判平成22・6・22）は、検察官が主張した間接事実のうち、①ないし④は被告人に違法薬物の認識があったと推認するに足りず、⑤はその認識をうかがわせるものではあるが、機内預託手荷物として預けるまでの間に、その不安が払拭されたという被告人の言い分は排斥できないとして、被告人を無罪とした。これに対し、検察官が控訴し、事実誤認を主張したところ、控訴審（東京高判平成23・3・30）は、被告人の供述は信用し難いこと、さらに上であげた検察官が主張した間接事実のうち①、②、④、⑤、⑥などは、被告人に「覚せい剤の認識」があったことを認める一つの証拠となり得るとし、第一審の判決を破棄し、各事実について被告人を有罪と認め、被告人を懲役10年及び罰金600万円に処した。この事件は、被告人が上告し、最高裁まで争われたが、最高裁は、間接事実の評価に関する控訴審の判断は、第一審の判決の説示が論理則、経験則等に照らして不合理であることを十分に示したものとはいえず、第一審判決のような見方も否定できないというべきであるとして、原判決を破棄し、その上で控訴を棄却する自判を行い、第一審の無罪判決を確定させた（最一小判平成24・2・13）。

2 中国からの国際郵便覚せい剤受け取り事件

中国からの国際郵便覚せい剤受け取り事件は、被告人は中国の知人から日本にいる知人に渡すように電話で頼まれて郵便物を受け取っただけで、その中身が覚せい剤であることを知らなかったとする弁護人の主張について、被告人が郵便物の中身が覚せい剤であると認識していたか否かが争われた。第一審（裁判員裁判）は、例えば、被告人が来日してホテルにおいて郵便物を受け取るようになるような段取りが講じられるはずであり、こ

うした事実を検察官側が立証できておらず、被告人が郵便物の中身について覚せい剤であることを認識したと直ちに推認することはできないとした（東京地判平成 23・1・24）。

また、被告人使用の携帯電話の発着信履歴について、捜査機関が差押えた後の時点で被告人使用の携帯電話から香港に向けて発信がなされた旨の内容が含まれているが、携帯電話の中の発着信記録を表示させて転記していた税関職員が、画面に表示されていた中国語を理解できず誤って発着信記録を消去してしまっている等、関係証拠の中に香港に向けて発信したことについての納得できる説明が存せず、差押え後発着信履歴が作成されるまでの間に不透明な捜査が携帯電話に加えられた疑いを払拭することができないとした。

その他、被告人の来日後の行動、郵便物を受領した後の被告人の態様、覚せい剤密輸入に関与する動機等、検察官の間接事実の立証によって、郵便物の中身が覚せい剤であることを認識しながら郵便物を受け取ったことについて、「常識に照らして間違いないとは言えず、なお疑いを残すというほかない」とした。そのうえで、犯罪の証明がないことになるから刑事訴訟法 336 条により被告人に対し無罪を言渡した。

3 トルコ—関空覚せい剤密輸指示事件

トルコ—関空覚せい剤密輸指示事件は、覚せい剤の密輸入について被告人と本件の共犯者とされる X らとの共謀の事実が争われ、第一審（裁判員裁判）は、被告人が X らと覚せい剤営利目的輸入及び禁制品輸入を共謀した事実が認められないとして、無罪とした（大阪地判平成 23・1・28）。

検察官は、①被告人から覚せい剤密輸入の指示を受けてこれを実行した旨の X の公判供述が信用できること、②被告人が生業に就いていなかったのに多額の支出をしており、以前から覚せい剤の密輸入により利益を得ていたと考えられること、③X らとの共謀を否認する旨の被告人の公判供述が不自然不合理でその供述の出方に照らしても信用できないことをあげ、被告人が X を介して、A、B 及び C らに指示するとともに、海外の密売組織とも連絡を取り合い、本件覚せい剤の密輸入を主導していたものであり、

本件覚せい剤密輸入を共謀したと認められると主張した。

第一審（裁判員裁判）は、①の X 供述の信用性は極めて高いとして検察官が指摘する点について、例えば、X 供述によれば、被告人から覚せい剤の受取日の変更（延期）について聞かされたというが、同日のそれより前の時間帯に、被告人が本件関係者との間で通話し、受取日の変更を把握した形跡が窺われないことは、覚せい剤取引日の変更という密輸入の成否に直結する重要事項の連絡状況としてはかなり不自然であることなど、一つ一つそれぞれの供述に矛盾がないかどうかを検討している。②の被告人の収支状況についても、被告人の収入に見合わない支出がなされていたというべきであり、被告人が正規の手段によらない収入を相当程度得ていた可能性が相応に疑われるというべきであるが、関係各証拠によっても、被告人が経済的に過大な支出をしていたり、X らによる従前の4回にわたる覚せい剤密輸入の成功状況とその前後における被告人の収支の状況が具体的に連関しているとは認め難いことからすれば、被告人の収支状況の不自然さをもって被告人が一連の覚せい剤密輸入自体による報酬あるいはその密売等による利益を得ていたとみるのは飛躍があるとする。

覚せい剤密輸入について被告人から指示を受けていたとの X の供述の信用性は決して高いとはいえないことから、本件で共謀の有無を検討するにあたっては、X の供述部分に安易に依拠することは許されない。また、当時の被告人の収支の状況についても、これを X が供述する一連の覚せい剤密輸入絡みであげた利益と結びつけることは相当に困難であることなど、これが直ちに被告人が X に一連の覚せい剤密輸入を指示していたことを的確に根拠づけるに足るものではなく、さらには被告人供述を全体として虚偽のものであるとして排斥できない。よって、検察官が主張するような、被告人が本件の首謀者として X に覚せい剤の密輸入を指示するかたちでの共謀が存在したと認めるにはおよそ足りないとした。結論においては、被告人が本件の共犯であることについて疑うべき事情が少なからず存在するとはいえ、いずれも確たるものではなく、このようなものを総合考慮しても、被告人の共犯性について合理的疑いを入れないほどの立証がなされているとみることはできず、結局、公訴事実については犯罪の証明がないこ

とになるから、無罪を言渡した。

第一審の判決に対して、検察官による控訴がなされた。控訴審においては、第一審の判決に対して、証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則、経験則に照らして不合理といえるかどうかという観点から行わなければならない（最一小判平成 24・2・13）としたうえで、第一審の判決は、「経験則に照らして明らかに不合理なものになっており、これを是認することができない」、X の供述は、客観的な証拠である通話記録に裏づけられ、信用性が高く、X 供述以外から被告人の本件密輸入への関与を基礎づける事情も認められ、これらを総合評価すれば、被告人と X らとの共謀を優に認定することができるとして、原判決を破棄し本件を大阪地方裁判所に差戻す判決を下した（大阪高判平成 24・3・2）。

4 ベナン—成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件

ベナン—成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件は、被告人がスーツケースの中に覚せい剤を含む違法な薬物が収納されていることを認識していたと認められるか否かが争いになった。被告人は、①スーツケースは、臨時に雇ったメイドである A に購入と衣類等の詰め込みを依頼し、そのまま携帯してきたもので、日本に入国するまで、その内容物に手を触れていないこと、②覚せい剤が隠匿された事情として思い当たるのは、A 以外にはなく、ベナンで運転手として雇ったことのある B がこれを回収する役だったと思うことなど、供述している。

第一審（裁判員裁判）は、被告人の供述には不自然な点も散見されるとしながら、被告人供述の不自然さを合わせて考慮したとしたても、被告人が本件スーツケースに覚せい剤を含む違法な薬物が収納されていることを認識していたことが、常識に従って間違いないとはいえず、なお疑いの余地が残るといわざるを得ないとして、公訴事実についての犯罪の証明がないことから無罪の言渡しをした（千葉地判平成 23・6・17）。これに対し、検察官は、「被告人が本件スーツケースを本邦に持ち込んだ際の客観的状況などから、被告人の犯意が強く推認され、本件スーツケースの重量及び手触りが異常であること、被告人の渡航目的が不自然であること、税関検査

時の被告人の言動に不自然な点があることをも総合すると、特別の事情が認められない限り、被告人の犯意が優に認定できるところ、被告人の弁解は信用性に欠け、上記推認を妨げるような特別の事情は認められない。」とした上で、原判決の認定は論理則、経験則に照らして不合理であり、事実の誤認があるとして控訴した。

控訴審は、第一審の判決の論理の合理性について、「原判決の論理は、無実であるにもかかわらず有罪となれば相当重い刑罰が予想されるような罪で訴追されている者でも、一般的には不合理と評価される自己の行動や認識について、合理的に説明することが可能となるような特別の事情を説明しようとしがないことがある。」ということを前提とするものであり、明らかに不合理であるとして、一審の判決の説示は、事実認定の方法自体において誤っているとわざわざを得ず是認できないとした。そして、一審の判決を破棄し、被告人を懲役 10 年及び罰金 500 万円に処す有罪の判決を下した（東京高判平成 24・4・4）。

5 メキシコからの国際郵便覚せい剤受け取り事件

メキシコからの国際郵便覚せい剤受け取り事件は、貨物の中身が覚せい剤であることの認識及び共謀の有無について争われた。来日に際して犯罪組織関係者から多額の資金提供を受けていること、公判廷でメキシコから来日する前に日本で受け取る荷物が覚せい剤であるかもしれないと供していたと供述していることなどから、覚せい剤輸入の故意を認めることができるとした（東京地判平成 23・7・1）。

しかし、①被告人と犯罪組織関係者が、貨物発送時以前において、共同して覚せい剤を輸入するという意思を通じあっていたと認められるかについて、関係各証拠から、被告人と犯罪組織関係者との間で交わされたメールの送受信履歴及び内容から、被告人と犯罪組織関係者が、共同して覚せい剤を輸入することについて意思を通じあっていたことを推認させるには足りないこと、また、②犯罪組織関係者から被告人に対してなされた指示の内容やAらとの面会の目的については、被告人供述のほかに証拠はなく、被告人供述を前提とすれば、貨物発送時以前に、被告人が犯罪組織関係者

から、貨物の中身が覚せい剤であり、メキシコから日本へ輸入するものであることを知らされたとの事実が認められないこと等から、覚せい剤輸入について被告人が犯罪組織関係者と共謀した事実については、なお疑いを残すと言うほかないとして、無罪を言渡した。これに対して、検察官による控訴がなされ、控訴審は、被告人には故意及び犯罪組織関係者との共謀が認められるとして、原判決を破棄し、被告人を懲役 12 年及び罰金 600 万円に処す有罪判決を下した（東京高判平成 23・12・8）。控訴審の判決を不服として被告人による上告がなされている。

6 ドバイー成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件

ドバイー成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件は、被告人が日本に持ち込んだスーツケースに覚せい剤を含む違法薬物が入っていることを認識していたか否かが争われた。第一審（裁判員裁判）は、被告人がドバイから日本への帰国準備のためにベットルームで自ら持参した豹柄のスーツケースに荷物をまとめていたものの、交際相手のナイジェリア人男性 A からハードスーツケースを薦められ、しぶしぶ納得し、豹柄のスーツケースにおいて本件ハードスーツケースを持ちかえることにしたいきさつなどが十分に検討された。そして、スーツケースの運搬に関し、被告人に報酬の約束や明確な受渡しの指示があったとまでは認められず、被告人がスーツケースを運ぶこと自体に、自分の荷物を運ぶ用途とは違う重要な意味があることに思い至る契機が乏しかったこと、被告人は A との結婚を真剣に考え、A の求めに応じて多額の金を貸すなどしたばかりか、公判廷でも A にだまされたと思っていると述べながら、証人として出廷した A に対し、弁護人を通じて「今でも自分のことを愛して待っていてくれるか」と質問するなどしており、A に対する強い依存的傾向が認められ、被告人が盲目的に A の言うことに従った可能性が否定できないことなど、被告人がスーツケース運搬の意味を深く考えず、スーツケースに何らかの違法な物が入っていることや、自分が運び屋の役目を担わされているということにまで思い至らないまま、スーツケースを日本に持ち込んだ可能性を否定できないとして、覚せい剤を含む違法薬物が隠されていることを認識していたと断定す

るのは困難であるとした（千葉地判平成 23・12・9）。違法な物を運ぶということ認識していたのではないかとの疑いは相当程度あるものの、認識していたことが間違いないとまではいえない以上、疑わしきは被告人の利益にとの刑事裁判の原則に従い、公訴事実については犯罪の証明がないものとして無罪が言渡されている。

第一審の判決に対して、検察官が控訴したが、控訴審においても、「本件においては、検察官が主張する間接事実を総合評価してもなお、合理的な疑いを容れない程度の証明がなされたとは考えられないのであって、もとより、原判決が間接事実の総合評価の在り方を正しく理解していないともいえない。」とした。間接事実が被告人の違法薬物の認識を推認するには足りず、被告人を無罪とした原判決の判断が論理則、経験則等に照らして不合理であるとはいえないことから、控訴を棄却している（東京高判平成 24・7・12）。

7 南アフリカからの国際郵便覚せい剤受け取り事件

南アフリカからの国際郵便覚せい剤受け取り事件は、南アフリカの営業所で貨物が集荷された 2010 年 10 月 11 日までの間に、被告人が、貨物内に覚せい剤が隠匿されていることを認識し、覚せい剤を日本に輸入することに関し、氏名不詳者らとの間で共謀を遂げていたと認められるかどうか争いになった。第一審（裁判員裁判）は、「検察官が援用する情況証拠によって認められる間接事実の中に、被告人につき本件貨物内に覚せい剤が入っていたことの認識や氏名不詳者らとの間で覚せい剤を日本に輸入することの共謀がなかったとすれば合理的に説明することができない、あるいは少なくとも説明が困難である事実関係は含まれていない上、合理的な疑いの有無につき検討する以前の問題として、上記のような被告人の認識や共謀を認めるに足りる証拠は存在しない。」として無罪を言渡した（東京地判平成 24・3・12）。検察官による控訴がなされたが、控訴審は、「被告人に本件貨物を受け取る意思があったと認めるには合理的な疑いが残るとした原判決の判断部分は事実を誤認したものであるが、原判決は、そのような意思があったとしても、本件貨物の中に覚せい剤が隠匿されているとの

認識、及び、氏名不詳者らとの間の本件覚せい剤を日本に輸入することについての共謀の事実を認めるに足りる証拠がないとしており、そのような原判決の認定、判断に誤りはなく、被告人に対して無罪を言い渡した原判決は正当であって、原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認はない。」として控訴を棄却した（東京高判平成 24・8・28）。

8 メキシコ成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件

メキシコ成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件は、被告人が X 及び Y が日本に持ち込む 4 本の瓶の中身が覚せい剤を含む違法薬物であることを認識しつつ、X 及び Y らとの間でその密輸入を共謀したか否かが争われたものである。X の供述を中心として検察官の主張がなされたが、第一審（裁判員裁判）は、「X 供述によって、X 及び Y に本件覚せい剤の密輸の話をもちかけ指示したのは被告人であると間違いなく認定することには躊躇を覚えざるを得ず、加えて、その他の本件各証拠、認定できる事実、被告人供述の信用性などの各検討結果を踏まえても、その判断は変わらない。」として、公訴事実について犯罪の証明がないことになるから、刑事訴訟法 336 条により無罪の言渡しをする判決を下した（千葉地判平成 24・5・16）。

以上、すでに判決書が公開されている裁判員裁判で無罪とされた近時の 8 つの営利目的による覚せい剤輸入事件をもとに、裁判員らの無罪の理由づけについて判決書を紐解いてきた。

営利目的の覚せい剤の密輸入事案の多くは、密輸入の認識や共謀の有無が問題とされるが、それらを直接証明する証拠が存在しないことから、状況証拠によって認められる間接事実から推認する必要が生ずる。その際に、上記の裁判員裁判の無罪判決においては、検察官側が、公訴事実について「合理的な疑いを容れない程度」まで十分な立証がなされていないことが無罪の理由とされていることがわかった。

公訴事実にもとづき被告人を有罪とするには、検察官が提出し援用した状況証拠によって認められる間接事実のなかに、密輸入の認識や共謀がな

かったとすれば合理的に説明することができない、あるいは少なくとも説明が困難である事実関係が含まれていることを要する（最三小判平成22・4・27）。8つのケースの判決書をもとに、裁判員が無罪と結論づけるうえで何を重視しているのかをみるならば、検察官側の公訴事実についての証明が十分であったか否かという点に他ならない。

「運び屋型」や「受け取り屋型」の事案における密輸入の故意について認識があったか否か、「指示型」の事案において共謀が認められるか否か、推認させる間接事実の積み上げのなかで、刑事裁判における有罪の認定にあたっては、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要であるとする原則からは、検察官による合理的な疑いを容れない程度の立証がなされていない限りは無罪とされるべきであり、裁判員裁判による裁判員の判断規準は刑事訴訟法の原則・理念に沿うものと評価されるべきであろう。上記の裁判員裁判の無罪事案を検討するに、職業裁判官のみが判断したのであれば有罪となった可能性があるというのは、従来の職業裁判官のみの裁判においては、間接事実の積み上げから容易に犯罪の証明があったと判断されていたきらいが否定できない。

職業裁判官のみで判断していたならば有罪が認定されていたのではないかと思われるような営利目的の覚せい剤輸入事件の一連の無罪判決は、「刑事裁判における有罪の認定にあたっては、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要である」とする刑事訴訟法の原則のもとでの検察官側の証明の不十分さを裁判員が露呈したことにもなる。

しかし、他方で、裁判員裁判の事実認定において、問題がないわけではない。ベナン—成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件の第一審（裁判員裁判）は、①スーツケースは、臨時に雇ったメイドであるAに購入と衣類等の詰め込みを依頼し、そのまま携帯してきたもので、日本に入国するまで、その内容物に手を触れていないこと、②覚せい剤が隠匿された事情として思い当たるのは、A以外にはなく、ベナンで運転手として雇ったことのあるBがこれを回収する役だったと思うこと等の被告人の供述について、「直ちに被告人の供述が虚偽であると断定することはできない」とした。控訴審においては、「結局は、メイドに購入させた本件スーツケースに自分

48- 営利目的の覚せい剤輸入事件をめぐる裁判員裁判の無罪判決についての覚書

の知らない覚せい剤が隠匿されていたとの被告人の供述を虚偽のものとして排斥することはできないという趣旨であると解される。」として、第一審の事実認定の方法に誤りがあるとする。

論理則、経験則から不合理と評価される被告人の行動について、合理的に説明することが可能となるような特別の事情を被告人が説明しようとしなくてもかかわらず、被告人の供述を虚偽のものとして排斥することはできないというのは、むしろ一般の論理則、経験則からはかけ離れたものである。バナナー成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件の判決は、裁判員裁判における事実認定の問題が表にあらわれた一つの事案といえよう。

表2 営利目的の覚せい剤輸入事件の裁判員裁判無罪判決事例における公訴事実と争点

事件	公訴事実	争点
<p>【1】マレーシア—成田チョコレート缶覚せい剤持ち込み事件 【運び屋型】</p>	<p>被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的で、平成21(2009)年11月1日、マレーシア所在のクアラルンプール国際空港において、成田国際空港行きの航空機に搭乗する際、覚せい剤998.79gをビニール袋3袋に小分けした上、缶3個にそれぞれ収納し、これらをバストンバックに隠して、機内預託手荷物として預けて航空機に積み込ませ、同日、成田国際空港において、本件バッグを航空機から機外に搬出させて、覚せい剤取締法違反である覚せい剤の輸入行為を行い、さらに、空港内の税関の旅具検査場において、税関職員による検査を受けた際、覚せい剤を携帯している事実を申告しないで税関検査場を通過して輸入しようとしたが、職員に覚せい剤を発見されたため、関税法違反である覚せい剤輸入行為は、その目的を遂げなかった。</p>	<p>被告人に缶の中に覚せい剤を含む違法薬物が隠されていることの認識があったか否か。</p>
<p>【2】中国からの国際郵便覚せい剤受け取り事件 【受け取り屋型】</p>	<p>被告人は、ほか数名と共謀の上、営利の目的で、覚せい剤を日本国内に輸入しようと計画し、平成22(2010)年4月12日(現地日時)、中華人民共和国内の郵便局において、覚せい剤約4548.359gを隠し入れた段ボール箱1個を国際スピード郵便物として東京都新宿区〔以下省略〕Aホテル被告人あてに発送し、同月13日(現地日時)ころ、同空港において、同空港関係作業員に航空機に積み込ませた上、同日、千葉県成田市所在の成田国際空港駐機場に到着させ、同空港関係作業員にこれを航空機の外に搬出させて日本国内に持ち込み、さらに、同日、東京都江東区〔以下省略〕郵便事業株式会社B支店に到着させて、同支店EMS・小包郵便課検査場において、東京税関職員の検査を受けさせ、同月15日、郵便配達員らに輸入してはならない貨物である覚せい</p>	<p>被告人が郵便物を受け取った際に、中身が覚せい剤であることを認識していたか否か。</p>

	い剤を隠し入れた前記郵便物を前記被告人あてに配達させた。	
【3】トルコー開空覚せい剤密輸指示事件【指示型】	被告人は、P3, P4, P5, P6 及び氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的で、みだりに、平成 21 (2009) 年 7 月 18 日、大阪府所在の関西国際空港において、情を知らない同空港関係作業員らをして、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩の結晶約 4004.17 g 在中の機内手荷物であるスーツケースを、トルコ共和国 A 空港発トルコ航空××便から搬出させ、もって、覚せい剤を本邦に輸入するとともに、同日、上記関西国際空港内 B 税関 C 支署旅具検査場において、上記覚せい剤が上記スーツケース内に隠されている事実を秘して同支署税関職員の検査を受けたが、同職員に発見され、もって、輸入してはならない貨物である覚せい剤を輸入しようとしたが、その目的を遂げなかったものである。	被告人が P3 らと覚せい剤営利目的輸入及び禁制品輸入を共謀したか否か
【4】ベナンー成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件【運び屋型】	被告人は、氏名不詳らと共謀の上、営利の目的で、平成 22 (2010) 年 6 月 2 日 (現地時間)、ベナン共和国所在のガルディナル・ベルナディン・ガンディン国際空港において、エールフランス航空第 805 便に搭乗する際、粘着テープ等で 2 包に小分けされた覚せい剤 2481.9 g を隠し入れたスーツケースを機内預託手荷物として預けて同航空機に積み込ませ、同月 3 日 (現地時間)、フランス共和国所在のシャルル・ド・ゴール国際空港において、同スーツケースを同航空第 272 便に積み替えさせて同空港を出発させ、同月 4 日、千葉県成田市所在の成田国際空港内の駐機場において、同空港関係作業員に、同スーツケースを同空港に到着した同航空機から機外に搬出させ、もって覚せい剤取締法禁止する覚せい剤の本邦への輸入を行うとともに、同日、同空港内の東京税関成田税関支署第一旅客ターミナルビル北棟旅具検査場において、同支署税関職員の検査を受けた際、関税法が輸入してはならない貨物とする前記覚せい剤を携帯しているにもかかわらず、その事実を申告しないまま同検査場を通過して輸入しようとしたが、同職員に前記覚せい剤を発見されたため、これを遂げることができなかったものである。	被告人がスーツケースに覚せい剤を含む違法な薬物が収納されていることを認識してか否か。
【5】メキシコからの国際郵便覚せい剤受け取り事件【受け取り屋型】	被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的で、覚せい剤を日本国内に輸入しようとして計画し、平成 22 (2010) 年 9 月 13 日 (現地時間)、メキシコ合衆国の A 営業所において、覚せい剤約 2978.15 g と約 2989.84 g をそれぞれ隠し入れた段ボール箱 2 個を航空小口急送貨物として、東京江東区〔以下略〕B 保税蔵置場留め被告人宛てに発送し、同日 (現地時間)、同国の空港において、同空港関係作業員に航空機に積み込ませた上、アメリカ合衆国の空港を経由して、航空機により、同月 15 日及び同月 17 日、それぞれ前記段ボール箱各 1 個を千葉県成田市所在の成田国際空港駐機場に到着させた上、同空港関係作業員に航空機の外へ搬出させて覚せい剤合計約 5967. 99 g を日本国内に持ち込み、さらに、前記保税蔵置場にそれぞれ到着させ、同月 17 日、同区	被告人に覚せい剤輸入の故意 (覚せい剤取締法上の覚せい剤輸入の故意及び関税法上の輸入禁止貨物輸入の故意) 及び共謀が認められるか否か。

50-営利目的の覚せい剤輸入事件をめぐる裁判員裁判の無罪判決についての覚書

	<p>〔以下略〕東京税関検査場において、同税関職員の検査を受けさせたが、関税法輸入してはならない貨物である前記覚せい剤を発見されたため、前記貨物を受け取ることができなかった。</p>	
<p>【6】ドバイー成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件【運び屋型】</p>	<p>被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的で、平成23(2011)年4月17日頃(現地時間)、アラブ首長国連邦所在のドバイ国際空港において、同空港発成田国際空港行きの航空機に搭乗する際、粘着テープ等で包まれた覚せい剤1199.8gを隠し入れたスーツケースを機内預託手荷物として預けて同航空機に積み込ませ、同月17日、千葉県成田市所在の成田国際空港内の駐機場において、同空港関係作業員に、同スーツケースを同空港に到着した同航空機から機外に搬出させ、もって覚せい剤取締法が禁止する覚せい剤の本邦への輸入を行うとともに、同日、同空港内の東京税関成田税関支署第2旅客ターミナルビル旅具検査場において、同支署税関職員の検査を受けた際、関税法が輸入してはならない貨物とする前記覚せい剤を携帯しているにもかかわらず、その事実を申告しないまま同検査場を通過して輸入しようとしたが、同職員に前記覚せい剤を発見されたため、これを遂げることができなかったものである。</p>	<p>被告人が自らが日本に持ち込んだハードスーツケースに覚せい剤を含む違法薬物が入っていることを認識していたか否か。</p>
<p>【7】南アフリカからの国際郵便覚せい剤受け取り事件【受け取り屋型】</p>	<p>被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的で、覚せい剤を日本国内に輸入しようとして計画し、平成22(2010)年10月11日(現地日時)、南アフリカ共和国内のA(プライベート)ヨハネスブルグ(JNH)サービスセンターにおいて、覚せい剤約9992gを隠し入れた貨物1個を航空小口急送貨物として、横浜市〔以下略〕Bホテル被告人宛てに発送し、同月13日(現地日時)、同国空港において、同空港関係作業員に航空機に積み込ませた上、シンガポール共和国の空港を経由して、航空機により、同月15日、千葉県成田市所在の成田国際空港駐機場に到着させ、同空港関係作業員にこれを航空機の外に搬出させて日本国内に持ち込み、さらに、同日、東京都江東区〔以下略〕C株式会社東京ディストリビューションセンター保税蔵置場に搬入させた上、同月18日、通関業者である同社従業員を介して東京税関長宛てに輸入申告し、同月19日、輸入許可を受けて、関税法上輸入してはならない貨物である前記覚せい剤を同保税蔵置場から搬出させて日本国内に引き取ったものである。</p>	<p>被告人が、10月11日までの間に、貨物内に覚せい剤が隠置されていることを認識し、覚せい剤を輸入することに関し氏名不詳者らとの間で共謀を遂げていたと認められるか否か。</p>
<p>【8】メキシコー成田スーツケース覚せい剤密輸指示事件【指示型】</p>	<p>被告人は、P2及びP3らと共謀の上、営利の目的で、平成23(2011)年3月25日頃(現地時間)、メキシコ合衆国所在のA空港において、同空港発B空港行きの航空機に搭乗する際、覚せい剤2118.9gを混入させた水溶液を瓶4本に小分けし、これらを2本ずつ隠し入れたスーツケース及びポストンバッグを機内預託手荷物として預けて同航空機に積み込ませ、同月26日、千葉県成田市所在の成田国際空港内の駐機場において、同空港関係作業員に、同スーツケース及び同ポストンバッグを同空港に到着した同航空機から機外に搬出させ、も</p>	<p>被告人が、P2及びP3が日本に持ち込む4本の瓶の中身が覚せい剤を含む違法薬物であることを認識しつつ、P2及びP3らとの間でその密輸を共謀したか否か。</p>

	<p>って覚せい剤取締法が禁止する覚せい剤の本邦への輸入を行うとともに、同日、同空港内の東京税関成田税関支署第1旅客ターミナルビル北棟旅具検査場において、同支署税関職員の検査を受けた際、関税法が輸入してはならない貨物とする前記覚せい剤を携帯しているにもかかわらず、その事実を申告しないまま同検査場を通過して輸入しようとしたが、同職員に前記覚せい剤を発見されたため、これを遂げることができなかったものである。</p>	
--	---	--

IV おわりに

職業裁判官のみが判断したのであれば有罪となった可能性が指摘されるなかで、法改正によって薬物事犯を裁判員対象事件から外すべきだとする意見もあがったところであるが、営利目的覚せい剤輸入罪の事案において無罪判決が出されていることをどのように評価すべきか。

刑罰権の存否の確定は、検察官の主張と弁護人の主張を踏まえつつ評価・検討し、検察官の主張する事実が合理的な疑いを容れない程度までに立証されているかどうか、適切な事実認定が要請される。刑事訴訟では「疑わしきは被告人の利益に (in dubio pro reo)」の原則のもと、犯罪事実については検察官に挙証責任があり、犯罪事実の存在が合理的な疑いを容れないまでに立証されない限り、被告人は無罪とされる。故意・過失のような犯罪の主観的要素の不存在は、被告人に挙証責任があるとする説もかつてはみられたが、犯罪の成否が不明なのに処罰することは「疑わしきは罰す」に通じ、今日ではそのような考え方はしりぞけられている。そして、「合理的な疑いを容れない程度」というのは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いを容れる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、事実の認定が可能となるという趣旨で解されている（最一小決平成19・10・16）。

営利目的覚せい剤輸入罪事案の事実認定において、裁判員は、多くの場合、検察官によって挙げられる様々な間接事実をそれぞれ検討し、最終的に被告人に認識があったと推認できるか否かを判断することになる。従来の職業裁判官による裁判での実務の運用において、「合理的な疑いを容れ

ない程度の証明」が緩やかに解されてきたとは必ずしも言えないが、営利目的の密輸入事案をめぐる裁判員による無罪判決をながめてみると、無罪判決への理由づけは、検察官による間接事実からの故意の立証が十分ではないという点に帰結する。

村岡啓一教授は、「裁判員裁判の事実認定において、『疑わしきは被告人の利益に』の原則は健全に機能しているし、間接事実の評価に裁判員個々人の『社会生活上の経験則』が活用されている。」として「えてして『証明』の不足を『説明』で補ってきたプロの裁判官の事実認定とは異なる、裁判員の証拠に忠実な事実認定の姿勢は評価されてよい。」という（村岡 2012 : 64）。そのうえで、裁判員裁判の無罪判決は、従来の覚せい剤密輸事件の有罪認定が多分に職業専門裁判官の有罪意識に依拠した「説明」の論理に基づくものではなかったのか反省を迫るものと理解すべきであるとする（村岡 2012 : 66）。

営利目的の密輸入事案をめぐる裁判員裁判の無罪判決は、従来の職業裁判官の事実認定における「合理的な疑いを容れない程度」の規準に疑問を投げかけたといってもよい。情況証拠によって認められる間接事実の中から事実を認定すべき場合にも、直接証拠によって事実認定をすべき場合と同じであり、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能にする（最一小決平成 19・10・16）。ドバイー成田スーツケース覚せい剤持ち込み事件、南アフリカからの国際郵便覚せい剤受け取り事件の控訴審が、第一審の裁判員裁判の判断について、「間接事実が被告人の違法薬物の認識を推認するには足りず、被告人を無罪としたことに対して論理則、経験則等に照らして不合理であるとはいえない」、「共謀の事実を認めるに足りる証拠がない」として無罪を言渡したことは、職業裁判官にとっての新たな気付きというべき重要な意味を有していると思われる。

大阪地方裁判所の裁判官と関西の刑事法研究者を中心とする「大阪刑事実務研究会」がまとめたものなかで、営利目的の覚せい剤輸入罪事案において、裁判員裁判の留意すべき事項として、公判前整理手続の早い段階で、

裁判所において、「覚せい剤を含めた違法薬物の認識」があったことを推認させる間接事実、あるいは、そのことを疑わせる間接事実につき、公判で予定する主張・立証を明らかにしてもらおうよう努めることがあげられている（岩倉・小松本・三村 2011：61）。また、どのような間接事実が取り上げられ、それが、結論にどのような影響を与えたかについて、蓄積されていく裁判員裁判の実例を注視し、それを踏まえて、的確な主張・立証の整理を行うべく工夫を重ねていくこともあげられている（岩倉・小松本・三村 2011：63）。こうした裁判官の気付きも、裁判員制度によって裁判官の考え方に変化をきたした証しと言えよう。

本稿では、裁判官が裁判員との合議体で事実認定を行うことによって、判決の言渡しに変化がみられることを示した。すなわち、覚せい剤取締法違反で、裁判員裁判により無罪が言い渡された事案において、「合理的な疑い」の基準を、裁判員が職業裁判官以上に重視している傾向があげられる。覚せい剤取締法違反の無罪事案における裁判員と職業裁判官の合議体による事実認定の内容には、一般の人びとの論理則、経験則から言って、検察官の立証が「合理的な疑いを容れない程度」まで十分になされていないことを検察官に気づかせ、また、裁判官に対しても、被告人を訴追するからには検察官が正しいとの考え方に無意識であれ染まっているのではないかへの自省を促している。「合理的な疑い」の命題は、刑事裁判の大原則であるが、その基準をめぐる裁判官の主観的な思いこみを変えた結果として、営利目的の覚せい剤輸入罪をめぐる裁判員裁判の無罪判決の現象を説明することができるのではないか。覚せい剤の営利目的輸入事件については、一般の人びとが想像し難い犯罪類型であり、また覚せい剤輸入の故意が争われると、背景事情等の間接事実を積み上げていくという立証の難しい事案が多いことから、裁判員裁判には馴染まない、裁判員裁判の対象としては不適切であるという主張もあるが、私は、本稿で検討した判決書からみる薬物犯罪に係る事案における裁判員裁判の無罪判決はおよそ妥当であり、裁判員制度の裁判実務に対するプラスの影響がそれらの無罪判決に十分にあらわれていると考える。

裁判員をめぐる社会的相互作用が職業裁判官に及ぼす影響について、裁

54-営利目的の覚せい剤輸入事件をめぐる裁判員裁判の無罪判決についての覚書

判官の行動は、社会的環境、すなわち彼らが住む社会の中の世論や人々の考え方によって、何らかの程度で規定されざるをえない。今後明らかにされるべきことは、裁判員制度の導入による職業裁判官の考え方の変化の分析にあらう。

〔参考文献〕

岩倉広修・小松本卓・三村三緒（2011）「覚せい剤輸入罪における故意」判例タイムズ 1350号 48 - 79 頁。

木谷明（2009）『刑事事実認定の理想と現実』法律文化社。

木谷明編（2010）『刑事事実認定の基本問題〔第2版〕』成文堂。

最高裁判所事務総局編（2011）『平成23年 司法統計年報 2 刑事編』最高裁判所事務総局情報政策課。

杉田宗久（2012）『裁判員裁判の理論と実践』成文堂。

高山佳奈子（2013）「薬物輸入の故意」法律時報 85 卷 1 号 6 - 8 頁。

ダニエル・H・フット（溜箭将之訳）（2007）『名もない顔もない司法』NTT 出版。

田宮裕（1995）『日本の裁判〔第二版〕』弘文堂。

増田豊（2004）『刑事手続における事実認定の推論構造と真実発見』勁草書房。

村岡啓一（2012）「裁判員制度3年後検証からみえてきたもの」季刊刑事弁護 72 号 60 - 66 頁。

法務省（2012）「裁判員制度に関する検討会（第10回）の合田委員説明資料等」

<http://www.moj.go.jp/content/000098678.pdf>（2013/2/10 アクセス）。

法務省（2013）「裁判員制度に関する検討会取りまとめ報告書（案）」

<http://www.moj.go.jp/content/000109144.pdf>（2013/5/19 アクセス）。

〔判例・裁判例〕

千葉地方裁判所平成 22（2010）年 6 月 22 日判決・最高裁判所刑事判例集 66 卷 4 号 549 頁。

東京高等裁判所平成 23（2011）年 3 月 30 日判決・最高裁判所刑事判例集 66 卷 4 号 559 頁。

最高裁判所第一小法廷平成 24（2012）年 2 月 13 日判決・最高裁判所刑事判例集 66 卷

4号482頁.

東京高等裁判所平成23(2011)年1月24日判決・LEX/DB25471397平成23年(合
わ)第165号.

大阪地方裁判所平成23(2011)年1月28日判決・LEX/DB52470387平成21年(わ)
第4429号.

大阪高等裁判所平成24(2012)年3月2日判決・LEX/DB25480530平成23年(う)
第484号.

千葉地方裁判所平成23(2011)年6月17日判決・LEX/DB25472851平成22年(わ)
第1190号.

東京高等裁判所平成24(2012)年4月4日判決・LLI/DB判例秘書【ID】06720180
平成23年(う)第1158号.

東京地方裁判所平成23(2011)年7月1日判決・LEX/DB25480573平成22年(合
わ)第323号.

東京高等裁判所平成23(2011)年12月8日判決・LEX/DB25480572平成23年(う)
第1220号.

千葉地方裁判所平成23(2011)年12月9日判決・LLI/DB判例秘書【ID】06650685
平成23年(わ)第590号.

東京高等裁判所平成24(2012)年7月12日判決・LEX/DB25482716平成24年(う)
第34号.

東京地方裁判所平成24(2012)年3月12日判決・LEX/DB25483486平成22年(合
わ)第338号.

東京高等裁判所平成24(2012)年8月28日判決・LEX/DB25483487平成24年(う)
第523号.

千葉地方裁判所平成24(2012)年5月16日判決・LEX/DB25481707平成23年(わ)
第522号.

最高裁判所第一小法廷平成19(2007)年10月16日判決・最高裁判所刑事判例集61
巻7号677頁.

最高裁判所第三小法廷平成22(2010)年4月27日判決・最高裁判所刑事判例集64巻
3号223頁.